



# 部落解放への道

## 部落問題とはどんなことが

最近、県下の各市町村では、行政組織のなかに、同和对策課(室)とか、同和教育指導室を設置して部落解放をめざしての諸施策や同和教育がかなり活発にすすめられるようになってきております。これは、昭和四十年八月に総理府に設けられた同和对策審議会が五年がかりでまとめた答申(同対審答申)が出され、政府はこの答申を具体化するため、昭和四十四年七月に「同和对策事業特別措置法」という法律を施行しました。これは長い間生命をかけて差別とたたかってきた先人たちの努力と、部落解放運動に結集された人びとの運動が国民大衆に支持された結果の成果であります。

この特別措置法の基本になっているのは、

- 一、同和問題(部落差別の問題)は国および地方公共団体(市町村)の行政責任において解決しなければならぬ問題であること。
- 二、同和問題の解決は全国民の共通課題であること。

三、同和行政を推進するにあたっては、その目的を達成するために特別の配慮をもってあたらないこと。などがうたわれております。南国市においても、この法律にもとずいて行政の機構をととのえ、積極

### ふるさと

丸岡 忠雄

「ふるさとをかくす」ことを父は  
けものような鋭い目で覚えた  
ふるさとをあげられ

報で、「同和問題というのはどんなことか」「これはどうしてできたか」「今後この問題を解決するにはどうしたらよいか」などについて解明していきたいと思えます。よく同和問題とか、同和教育とかいうことばが使われていますが、この同和という言葉は行政的な用語で、「同胞一和」の省略といわれております。本来は「未解放部落の問題」というべきですが最近では未解放ということばも適当でないで、被差別部落ということばが使われだしましたが、広報で

「死した友がいた  
ふるさとを告白し  
許婚者に去られた友がいた  
吾子よ  
お前には  
胸張ってふるさとを名のらせた  
瞳をあげ 何のためらいもなく  
これが私のふるさとです」と  
名のらせた。

的な予算をくんで努力をしておりますが、市民のなかには明治百年以上もたった今日、なぜこのような法律が出されなければならないか疑問を持つ人もいることと思えますし、また同和問題というのはどんな事かわかっていない人も多いと思えますので、今回からの広

は部落問題(部落差別)ということばをつかいます。市民の中には部落差別というのは、部落の人びとに対して古い封建時代の身分をあらわす差別的なことばを使ったり手ぶりや身ぶりで部落の人を見下し、侮辱することだと考えて「私は部落の人を差別した事はありません。」とか「今日の社会には部落差別など存在しません」とかいつている人がありますが、これらの言葉や手ぶりなども差別には違いありませんが、今日の部落差別は地区の人びとの生活の中にきびしくあらわれて、地区の人々が人間らしく生きる条件を侵害しております。

部落問題の本質を同対審答申では、「日本国民の一部の集団が経済的にも社会的にも文化的にも極めて低位な状態におかれ、現在でもなおいぢりしく基本的な人権が侵害され、特に近代社会の原理として、すべての人びとに保障されている市民的な権利と自由が部落の人には極めて不十分にしか保障されていない重大な社会問題だ」と書かれています。すべての国民に保障されているはずの市民的権利と自由のなかで

- 結婚の自由
- 職業選択の自由
- 教育の機会均等を保障される権利
- 居住移転の自由

などが部落住民に対して完全に保障されていないことが差別であり、この中でも、その時代における主要産業の生産過程からしめ出される職業とされる雑業に従事せざるを得ない状態におかれていることが今日の部落問題の中心的課題です。